

十 九	八	七	六	五	四	三	二	一	件 成 省 平 成 十 六 年 四 月 二 十 日 告 示 第 三 十 号 一 百 五 和 利 付 國 債 の 發 行 等 に 關 す る 省 令 第 二 百 四 十 六 號 財 務 大 臣 谷 垣 禎 一
二 一	發 行	替 單 位	低 額 面 金	最 低 額 金	払 行	發 行	用 等 法 項 及 之 的 適 法	振 替 條 律 項 及 之 的 適 法	名 稱 及 之 的 適 記
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	格 日	位	金 額	額	方	法	適	そ 抛	記
に 加 本 一 え 郵 ・ 、 政 五 次 公 の 社 算 式 裁 に は よ り 払 算 込 出 金 し 額	日 年 錢 額 平 す 額 の 振 面 成 る の 記 替 金 十 。整 載 法 額 六 数 又 の 倍 は 規 百 年 四 の 記 定 金 月 に 金 錄 に 額 は よ に 百 日 よ 最 振 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	年 成 る の 記 替 金 十 。整 載 法 額 六 数 又 の 倍 は 規 百 年 四 の 記 定 金 月 に 金 錄 に 額 は よ に 百 日 よ 最 振 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	額 面 成 る の 記 替 金 十 。整 載 法 額 六 数 又 の 倍 は 規 百 年 四 の 記 定 金 月 に 金 錄 に 額 は よ に 百 日 よ 最 振 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿						

日たに払い込むものとする。規定期

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{31}{365}$$

十三 初期利子

す次そが金と平
る号の銀額し成
期及翌行を、十
六日び営休支次
年に第業業払の
つ十日日う算
い五にに。式月
て号支当たに十
同じ払ただよ十
じ。)。いへと、算
て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 初期利子

十八 一七六五

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日額平利てを毎
成 本面成子、支年
銀 金二をそ払三
行 額十支の期月
百 六 払日と二
円 年う以し十
四 に三。前、日
月 つ月 六各及
二 き二 月支び
百 月支九
円 日 間 払九
に に期月
属 すお二
に すお十
す すり日